



## 名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

第1条 議長、副議長及び議員の議員報酬の月額、名古屋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年名古屋市条例第32号。以下「議員報酬条例」という。）第1条の規定にかかわらず、令和2年8月1日から令和5年3月31日までの間、500,000円とする。

第2条 議員報酬条例第6条第2項から第4項までの規定にかかわらず、6月及び12月に議長、副議長及び議員に支給する期末手当の額は、前条に規定する期間、それぞれ1,000,000円に、議員報酬条例第6条第1項に規定する基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の市議会議員としての在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した市議会議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び市議会議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き市議会議員の職にあったものとする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

## 附 則

- 1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。
- 2 名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例（平成28年名古屋市条例第47号）は、廃止する。

## (理 由)

この案を提出したのは、新型コロナウイルス感染症に伴う非常事態により、市民生活や地域経済に深刻な影響が出ていることに鑑み、議員報酬及び期末手

当の額の見直しを図る必要があるによる。